

”改良事業に伴う既存街路樹の取扱い”と”植栽計画”

放5（高井戸西区分）の改良事業に伴う植樹帯を含む「沿道空間の新たな配置計画」については、放5かわら版第4号でお示したように、その配置計画の方針を決定しました。
この方針を基に、以下の（1）～（3）についてお知らせします。

- （1）既存街路樹の取扱いの考え方
- （2）新たな植樹帯の配置計画の検討経緯と結果
- （3）新たな植樹帯に植える街路樹の植栽計画の策定方法

（1）既存街路樹の取扱いの考え方

既存街路樹の取扱いの考え方については、「中木及び低木は更新（伐採し、新たな植樹）」とします。また、高木の取扱いについては、「既存の植樹帯」と「新たな植樹帯」の位置により、取扱いが異なります。同位置の場合は、「存置を基本」とします。同位置でない場合は、幹回り60cm以上は「更新を基本」、幹回り60cm未満は「移植を基本」とします。なお、幹回り60cm以上の場合でも名木等については移植を検討します。（図6及び図7参照）

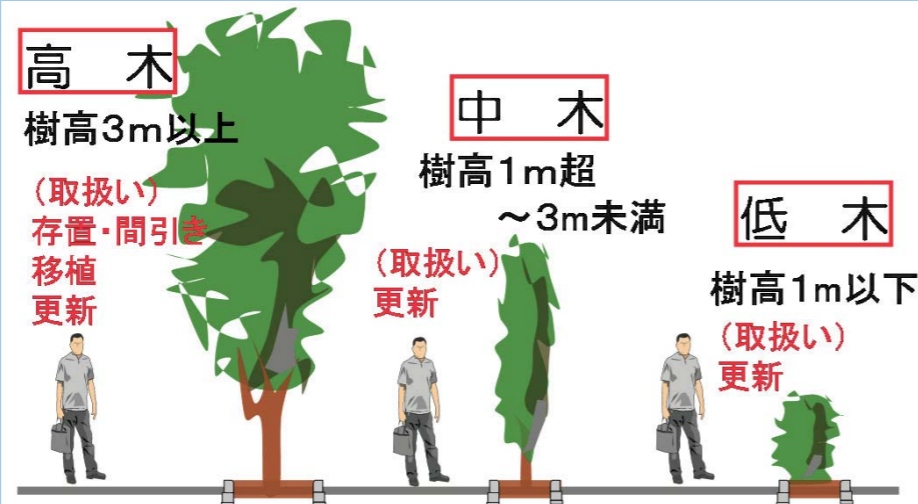


図6 街路樹の分類（高木、中木、低木）と既存街路樹の取扱いの考え方

（2）新たな植樹帯の配置計画の検討経緯と結果

新たな植樹帯の配置計画は、当初（放5かわら版第2号を参照）、歩道の拡幅や交通円滑化の対策等のために、オフランプや中の橋交差点付近では植樹帯が配置できない計画でした。

その後、アンケートや放5に直接面してお住まいの方等を対象とした話し合いを参考に、歩道（自転車空間、歩行者空間）の幅員を5.5mから4.5mと縮小すること等で植樹帯を配置できる方針（放5かわら版第4号を参照）としました。

今後は存置や移植の候補となる街路樹を対象として樹木医による詳細な街路樹の診断や地下埋設物の状況を踏まえ、存置や移植対象となる街路樹を都で決定します。

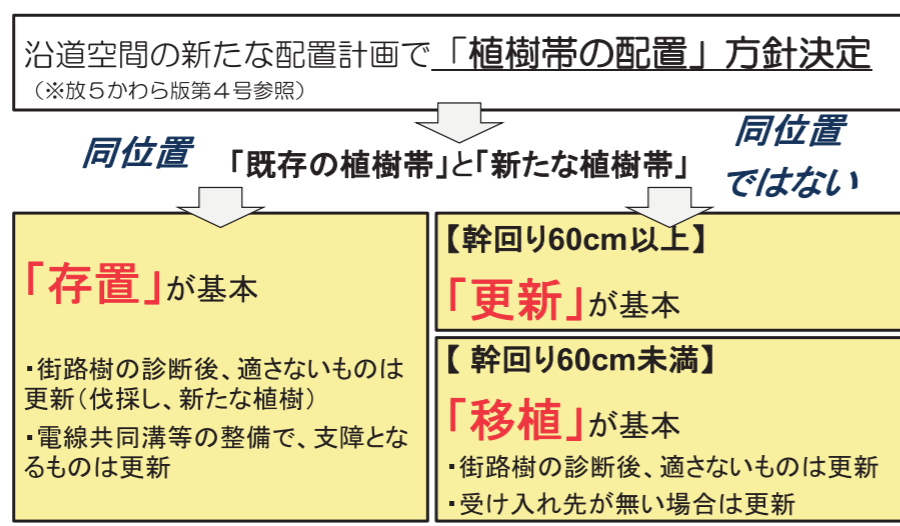


図7 既存街路樹（高木）の取扱いの考え方

（3）新たな植樹帯に植える街路樹の植栽計画の策定方法

新たな植樹帯に植える街路樹の植栽計画（樹種）については、平成27年度に検討します。検討に際しては、放5かわら版でアンケートを行い、広く沿道の皆様のご意見を参考とし、最終的に都で決定します。引き続き、ご協力を頂けると幸いです。

問合せ先

東京都 第三建設事務所 工事第一課 環境対策担当・設計係
Tel. 03-3387-5347

【発行】
東京都第三建設事務所 工事第一課
東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階
第三建設事務所のHP
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/sanken/index.html>

平成27年度
登録1号

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

東京都市計画道路幹線街路放射第5号線

第6号

三建・放5かわら版

VOL.6 2015.4
【発行】
東京都第三建設事務所
〒164-0001
中野区中野4-8-1-2F
Tel.03-3387-5347

放射第5号線（高井戸西区分）改良事業の工事説明会は、放5かわら版第5号でご案内したとおり、平成27年2月27日（金）、3月1日（日）に富士見丘小学校体育館で開催しました。両日で51名の皆様にご参加いただきました。誠にありがとうございました。工事説明会では、「高井戸西区分全体の工事の進め方」についての説明後、質疑応答を行いました。

本号では、工事説明会の開催報告及び改良事業に伴う既存の街路樹の取扱いと植栽計画についてお知らせいたします。

工事説明会で説明した「工事の進め方」の概要（参考：放5かわら版第5号）

工事説明会では、高井戸西区分全体の工事の進め方として、主に以下に示す内容を説明しました。その後の質疑応答の主な内容については、2、3頁をご覧ください。

1. 主な工事の概要

- 主な工事内容は、①「環境対策」関連工事、②「本線車道・側道」関連工事、③「沿道空間」関連工事。
- 工事の進め方は基本「①→②→③」の順序。
- 但し、現場状況等により変更することもあり。

3. 工事での安全対策、環境対策等

- 建設機械は排出ガス対策型、低騒音型等を使用。
- 1～2週間前に工事看板、工事施工箇所の近隣に工事のお知らせチラシを配布。

4. スケジュール(案)

- 平成29年度までの4車線化を目指し工事を実施。
- ①環境対策関連工事は平成29年度に向けて収束。
- ②本線車道・側道工事は4車線化に向けて継続的に工事。
- ③沿道空間関連工事は4車線化後に大きく進む工事。（表1参照）

表1 スケジュール(案)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度～
① 環境対策関連工事	[進捗率の減少を示すグラフ]			
② 本線車道・側道関連工事	中央自動車道橋脚、天神橋歩道橋 浅間橋歩道橋・昌栄橋歩道橋 上高井戸陸橋（長寿命化等）→ 上高井戸陸橋（橋脚）			
③ 沿道空間関連工事	側道等の街路樹の伐採、移植等			
本線車道の車線数	暫定2車線（現在と同じ）	暫定2車線（中央自動車道の高架下）	4車線（中央自動車道の高架下）	

2. 各工事の施工順序

- ①「環境対策」関連工事は、作業帯を確保した上で遮音壁等の改良、新設。
- ②「本線車道・側道」関連工事（上高井戸陸橋含む）は、車線を切り回し、交通を確保しながら整備（図1参照）。また、車線規制を伴う工事は夜間工事の予定。なお、工事場所に面するお宅の自家用車の出入りについては、個別調整。

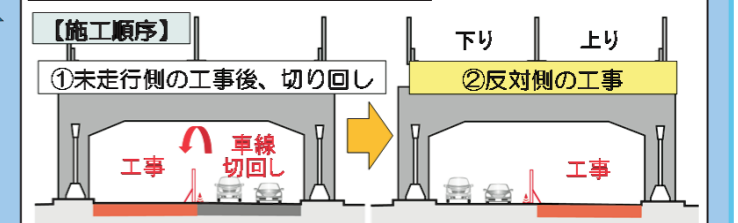


図1 本線車道の整備イメージ

- ③「沿道空間」関連工事は、既存街路樹（伐採、移植、存置等）・電線共同溝工事等の後、副道・歩道・植樹帯を整備。電線共同溝の引込管工事の際は、宅地の一部を掘削等が必要。引込管工事の日程等については個別調整。（図2参照）

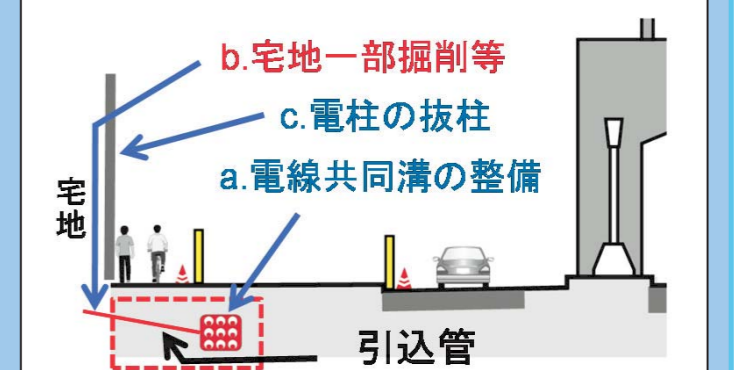


図2 電線共同溝の整備イメージ

「説明、お知らせ方法」について

Q1. 説明会はこれで終わりですか。

A1. 放5（高井戸西区間）の説明会は、この工事説明会で終わりです。今後、説明会はありませんが、ご不明な点などがありましたら、第三建設事務所工事第一課までお問い合わせをお願いいたします。なお、工事の際には、工事に入る1～2週間前から現地に「工事看板の設置」や工事施工箇所の近隣に「工事のお知らせチラシを配布」し、工事内容などのお知らせを徹底します。

「工事の場所」について

Q2. 平成27年度から工事を始めるとの説明ですが、その工事内容はどのようなものですか。

A2. 平成27年度からの工事は、「遮音壁、裏面吸音板の工事（場所は、Q3、Q4を参照）」、「本線車道・側道の工事」、「側道等の工事に伴う街路樹の伐採、移植」、「中央自動車道橋脚の移設、天神橋歩道橋の改修工事」を予定しています。工事の際には、工事場所に面するお家で自家用車の出入りがある場合は、事前にご相談に伺います。よろしくお願いいたします。

Q3. 裏面吸音板を整備する場所はどこですか。

A3. 4車線化に伴い、上高井戸陸橋の手前から富士見ヶ丘グラウンド付近までは、本線車道が中央自動車道の高架下を利用することになります。そこで、図3の桃色で示した箇所に新たな裏面吸音板を設置します。



図3 裏面吸音板の整備前後イメージと整備場所

Q4. 遮音壁を整備する場所はどこですか。

A4. 遮音壁を整備する場所は図4の通りです。遮音壁は、「基本、高さ5m」で整備しますが、「本線車道が宅地から離れ、車両走行音の減衰効果がある富士見丘小学校から西側の一部分」と「オフランプの構造で一部、車両走行音が遮られる一部分」は「高さを3m」とします。

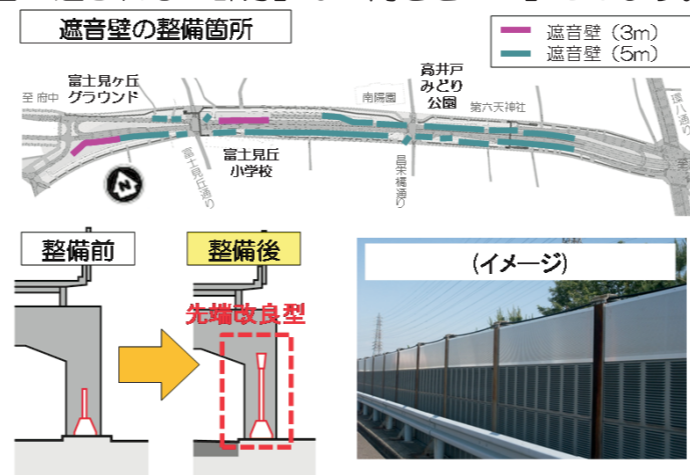


図4 遮音壁の整備前後イメージと整備場所



写真1 工事説明会の様子(上:全体説明、下:掛図での質問対応)

「安全対策・環境対策」について

Q5. 工事用車両は、どの道路を利用して入ってくるのですか。

A5. 「原則、環8または区境通りからの出入り」とします。富士見丘通りなどの南北の区道からの出入りは必要最小限とします。(図5参照)



図5 工事用車両の通行経路

Q6. 工事は、土日や夜間も実施するのでしょうか。

A6. 工事の時間は、「原則、平日の昼間9：00～18：00」とします。ただし、交通規制を伴う工事となる側道の工事、歩道橋の工事、交差点の工事等では、夜間や場合によっては土日となる予定です。

Q7. 夜間工事の場合、特に騒音が心配です。低騒音型の建設機械の使用の他に何か対策をされるのですか。

A7. 夜間工事の場合は、工事用照明のため発電機を使用します。その際は、発電機の音を抑える囲い等の対策をします。また、受注者には、ダンプトラックの低速度走行や低騒音型の建設機械を使用することはもちろんのこと、各作業を丁寧に行い、騒音・振動を抑えるように指導を徹底します。

Q8. 歩道橋の撤去から新たに設置するまでは、歩道橋の利用ができないのでしょうか。

A8. 今回の工事では、浅間橋歩道橋は撤去・新設、天神橋歩道橋は改修、昌栄橋歩道橋は撤去します。浅間橋及び天神橋歩道橋については、工事期間中、歩道橋の利用が出来なくなります。ご面倒をおかけしますが、近隣の横断歩道のご利用をお願いいたします。

Q9. 児童の通学時の対策は、何をしてもらえるのですか。

A9. 工事箇所の小学校通学路では、特に児童の通学帰宅時間に交通誘導員を配置する等の対応を行います。具体的な対応は、事前に富士見丘小学校等と調整をします。

Q10. 高齢者は公園でゲートボールをします。高齢者が徒歩や自転車で公園まで行く際の対策は何かありますか。

A10. 高齢者のみならず、歩行者が通る場所の工事では、歩行者の通行止めをせず、「歩行者用の仮通路を確保」します。また、工事箇所「工事用車両と一般車両、歩行者等が錯綜する箇所には交通誘導員を配置」します。

Q11. 放5に面している宅地等で、民間による住宅建設等もありますが、道路工事と工事車両などが錯綜するのではないですか。事前に工事の調整はあるのでしょうか。

A11. 民間の宅地建設等と道路工事が同時にある際は、調整をします。もし、現地でお気づきの点がありましたら、第三建設事務所工事第一課までご連絡を頂けると助かります。